

群馬県立吾妻特別支援学校

特別支援教育の支援センターとして



皆さんを応援します！

お申込み・問合せは、専門アドバイザー（長谷川健之）までお願いします。

【相談支援室】

電話番号（学校）0279-51-1111 FAX 番号（学校）0279-75-3701

メールアドレス（アドバイザー専用） agatoku-snes01@edu-g.gsn.ed.jp

住 所 〒377-0423 群馬県吾妻郡中之条町伊勢町 1035-1

（群馬県立吾妻特別支援学校小中学部校舎）

特別支援教育 Q&A

今年度も巡回相談等で大変お世話になっております。今まで各種相談でご質問いただいたことなどをQ&Aの形で通信の中で紹介させていただくことで、特別支援教育に関する理解を深めていくことにつなげていければ、と思います。

【小学校入学後（中学校も含む）の「学びの場」について】

○ 今回は、多様な学びの場と連続性について取り上げます。

Q：「通常学級で授業の活動についていくことが難しい・学力不振・行動面や社会性に課題がある」などの児童生徒は、通級指導教室の利用や特別支援学級への在籍変更をした方がよいのでしょうか？

A：通級指導教室・特別支援学級は「**障害のある児童生徒の学びの場**」であり、上記の状況のみで通級指導教室を利用したり、特別支援学級に在籍を変更したりすることはできません。上記の状況の児童生徒の学びの場は、**通常学級**です。

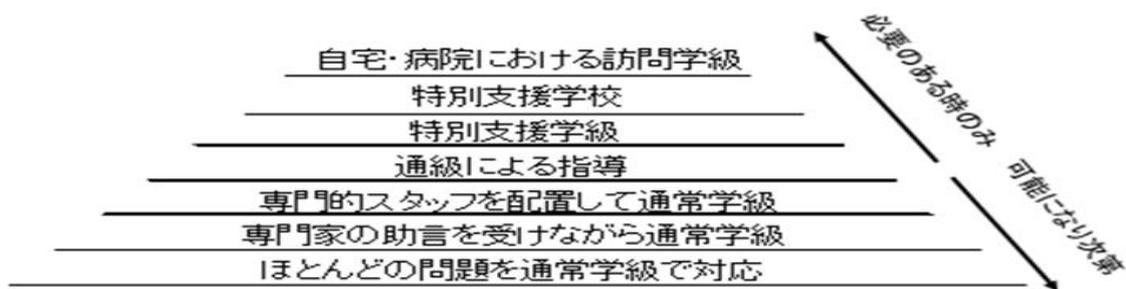
ポイント解説

【障害と学びの場について】

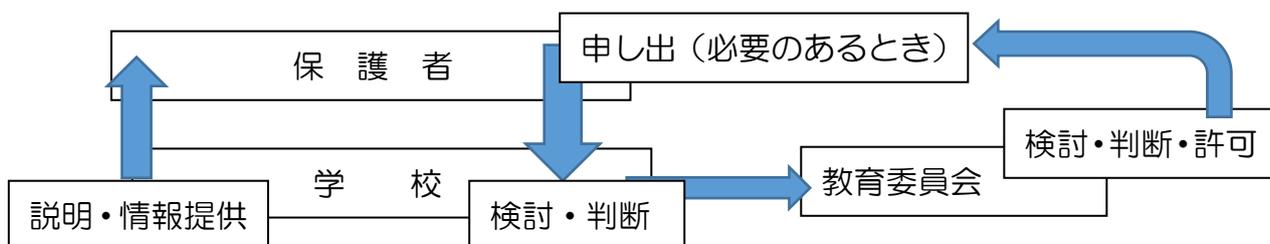
- 通級指導教室と特別支援学級が対応する障害の種類は法令によって定められています。
(通級指導教室「学校教育法施行規則第140条」・特別支援学級「学校教育法第81条」)
障害のない児童生徒に関して、通級指導教室を利用させたり、特別支援学級に在籍させたりすることは、これらの法令に違反することとなります。
- 学校の先生が、児童生徒の障害を「診断する(医療行為)」ことはできません。
- 障害のある児童生徒は、必ず通級指導教室の利用や特別支援学級の在籍をしなければならない、ということではありません
→障害の程度や困り感等の実態に応じて、通級指導教室や特別支援学級を学びの場として「選択することができる」ということ。

【多様な「学びの場」における支援と「連続性」について】

- 障害のない(はっきりしていない状態も含む)児童生徒も、通常学級においてニーズ(困り感)に応じた支援を受けることができます(「個別の教育支援計画」の作成と活用を通じた保護者との共通理解が必要)。
- 障害による困り感の程度に応じて、多様な学びの場を選択することができます。また、実態の変化等により、学びの場の変更を検討します(下図参照)。



【障害のある児童生徒の、学びの場変更におけるそれぞれの役割について】



- 学校は保護者に対し、「多様な学びの場と連続性」に関する説明・情報提供を行います。
※通級指導教室・特別支援学級を「勧める」ということではありません。